

期日前投票、不在者投票との比較表

	期日前投票	不在者投票
対象となる方	選挙権を有し市内の選挙人名簿に登録されている方で、投票日当日に仕事や用事などで投票所へ行くことのできない方	
投票場所	お住まいの区（選挙人名簿登録地）の期日前投票所（区役所、支所、出張所等）	①お住まいの区以外の市内他区や市外の市区町村選挙管理委員会 ②都道府県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等 ③自宅等（郵便等投票制度） ほか
投票期間	告示（公示）の日の翌日から選挙期日の前日まで <b>【土日・祝日の取扱】</b> ・期日前投票は御利用いただけます ・不在者投票については、投票する場所等により異なりますので、事前に御確認ください	
投票時間	8:30～20:00 ※中原区の国際交流センターは 9:00～20:00	御利用になる不在者投票の制度、管理者ごとに異なりますので、投票する場所に御確認ください
投票方法	直接、投票箱に入れる方法で投票します	二重封筒に入れ選挙管理委員会へ提出する方法で投票します
その他	投票所入場整理券をお持ちください (お持ちでない場合も選挙人名簿の登録を確認のうえ、投票できます)	投票用紙の請求、投票した投票用紙のお住まいの区（選挙人名簿登録地）の選挙管理委員会までの郵送など、日数がかかりますので早めの手続きが必要です

※期日前投票期間中及び投票日までに18歳になる方が期日前投票に来られた際は、不在者投票による投票を御案内します。